

獨協医科大学病院長候補者選考基準

2024(令和6)年11月26日

獨協医科大学

学長 吉田謙一郎

現病院長の任期が2025(令和7)年3月31日に満了となることに伴い、次期病院長候補者の選考を行うため、医療法施行規則第7条の2の2及び獨協医科大学病院長予定者選考規程(以下「選考規程」という)第3条の規定に基づき、病院長となることができる者の基準を公表します。

記

1. 獨協医科大学医学部臨床医学の講座主任教授であること。ただし、就任時において、選考規程第5条第1項に規定する病院長の任期(3年(再任の場合は2年))を満たす在職期間を有する者
2. 医療安全確保のために必要な資質・能力として医療安全管理業務の経験や患者安全を第一に考える姿勢及び指導力を有している者
3. 獨協医科大学病院を管理運営する上で必要な資質・能力を有し、獨協医科大学病院内外での組織管理経験を有する者
4. 上記1に該当しない場合であっても、医師免許を有し、人格が高潔で学識が優れ、上記2、3に掲げる資質及び能力を有する者

以上